

新潟市みんなで支える生活交通サポート モデル事業(車両貸与社会実験)

公 募 要 領

【申請受付期間】

令和8年7月17日(金曜)～令和8年8月7日(金曜)

【申請方法】

事業計画書(様式1)を以下①または②に提出

①都市交通政策課 課メールに送付

Mail : kotsu@city.niigata.lg.jp

※表題は「生活交通サポートモデル事業(社会実験)申請」としてください。

②各区の地域課または地域総務課に提出

【問い合わせ先】

○社会実験全般に関すること

都市政策部 都市交通政策課 地域交通整備室 TEL:025-226-2730

○各区への申請方法に関すること

各区 地域課または地域総務課

1 目的

バス・タクシー交通の運転士不足により市民の移動手段が確保しづらい公共交通が不便な地域において、日常生活の移動の足は、地域主体の取り組みにより補完することが重要となってきました。そのような取り組みに対して、本市が伴走支援(制度化)することで交通不便地域の解消を目指しています。

このうち、本社会実験は、買物や通院など日常の移動の足に困っている地域住民の送迎を地域のボランティアドライバーが助け合いで行う移動サービス(以下、「移動サービス」という。)を行う団体に対して、車両貸与を行いながら地域ドライバーによる輸送を試行的に実施し、地域課題解消の効果を検証することで、制度化の参考とするものです。

2 モデル地区

本社会実験では、車両貸与を行いながら地域ドライバーによる輸送を試行的に実施するモデル地区を最大3地区選定します。

モデル地区は新潟市内の地域コミュニティ協議会(以下、「コミ協」という。)を申請単位とします。なお、申請や市との調整はコミ協の代表者を通して行っていただきますが、移動サービス提供主体は必ずしもコミ協単位でなくても構いません。

モデル地区の決定にあたっては、申請のあったコミ協から、下記の審査方法に基づき選定を行うものとします。

【モデル地区選定の審査方法】

社会実験の目的に沿った移動サービスの提供が可能な地区の中から、事業計画書(様式1)に基づき、以下の優先事項から選定

選定にあたっての優先事項

- 公共交通の利用が不便な地区(バス・タクシーのサービスが届きにくい地区)
- 公共交通の補完となり得る移動サービスを提供可能な地区(実施体制、運行頻度、利用回数、移動範囲、実施主体や利用者の地域特性などを総合的に勘案)
- 選定にあたっては、令和8年5月～6月にヒアリングを行ったボランティアドライバーの確保の可能性が高いコミ協や団体を優先

3 社会実験期間(予定)

令和8年9月14日(月曜)から最長で令和9年2月26日(金曜)まで

4 事業内容

社会実験期間中におけるモデル地区での移動サービス運営に対し、以下のとおり支援を行います。なお、運営に際して一定の要件を満たしていただく必要がありますのでご注意ください。(詳細は5 運営要件を参照)

4-1 支援対象(市が支援するもの)

①車両(レンタカー)の無償貸与

- ・市で契約したレンタカーをモデル地区に1台ずつ無償貸与します。
- ・レンタカーは、コンパクトカー(5人乗り)1台、小型ミニバン(6～7人乗り)、ミニバン(7人乗り)1台の計3台から、選定した地区と調整の上、割り当てを行います。
※車種はレンタカー会社との契約により決定します。
- ・保険はレンタカーに付帯する人身・車両保険が適用可能です。(以下は一例)

保険の種類	対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害保険	車両保険
補償内容	無制限	無制限	3,000 万円/人	時価

- ・レンタカー会社に免許証の写しを提出した方のみ運転が可能(保険適用)となります。
- ・車両の利用にあたっては、レンタカー会社の利用規約を遵守していただきます。

②交通事故発生時に生じる費用(保険適用時)

- ・交通事故発生時は、レンタカー会社の加入する人身保険または車両保険の適用が可能となりますが、一定の事故免責費や代車休業補償費が必要となりますので、初回の1回に限り市で負担します。
- ・交通事故が発生した場合は社会実験を一時休止し、今後の実施について協議させていただきます。なお、人身事故等の重大な事故が発生した場合は、他のモデル地区も含めて社会実験を中止する可能性があります。

③ドライバーの安全運転講習会受講費用

- ・本社会実験に従事するドライバーには、社会実験開始前に、新潟市内の所定の場所において国土交通大臣認定の運転者講習(交通空白地有償運送運転者講習)を受講していただきます。
- ・講習会は市が主催し、ドライバーは無料で受講いただけます。開催日は、令和8年9月8日(火曜)、10日(木曜)の2日間、時間はいずれも午後1時～5時頃、開催場所は天寿園(新潟市中央区清五郎地内)を予定しています。ご都合に合わせていずれか1日を選択していただきます。 ※調整中のため変更となる場合もあります。
- ・講習内容は、講義形式約2時間、運転実技 1 人当たり20分程度となる予定です。
- ・運転実技は受講者自身の車両を使用するため、受講会場まではお車でお越しいただく必要があります。
- ・安全運転講習会の詳細は、モデル地区選定の通知と合わせて案内をする予定です。

④レンタカー駐車場所に関する費用

- ・レンタカーの駐車場所はモデル地区において決定してください。なお、月極駐車場などの有料となる場合は、市で費用負担や手続きを行います。

⑤アルコールチェッカーの貸与

- ・ドライバーの安全管理に必要なアルコールチェッカーがない場合は、市で貸与します。

4-2 支援対象外(モデル地区で負担となるもの)

①燃料費・謝礼

- ・移動サービス提供に係る燃料費(実費相当)や利用者からの感謝の気持ち(謝礼)をドライバーに渡す場合は、モデル地区の負担となります。

②運転者の過失等による費用

- ・保険適用外の費用やレンタカー会社の利用規約を遵守しないことにより発生する費用はモデル地区の負担となります。

5 運営要件

①ボランティアドライバーの確保

- ・本社会実験に従事するボランティアドライバーは、安全な運行に努めていただく必要があることから、運行開始時点で以下(ア)～(カ)の条件をすべて満たす方を対象とします。また、運行にあたっては道路交通法等の関係法令を遵守してください。
 - (ア)22歳以上75歳未満の方
 - (イ)運転免許取得後1年以上経過した方
 - (ウ)過去3年間に於いて無事故(事故とは刑事処分対象事故をいう。)の方
 - (エ)事故以外の違反により免許停止処分を受けた場合、処分の日から1年を経過した方
 - (オ)健康状態が良好な方
 - (カ)市が開催する安全運転講習会に参加し、修了証を受け取った方

②ボランティアの互助活動による移動サービスの提供

- ・モデル地区内で移動に困っている方の移動支援を対象とし、物を輸送するだけの移動は不可とします。
- ・移動範囲はボランティアドライバーが無理なく移動ができる日常の生活圏内(目安として片道10km 圏内程度)とし、平日の日中の移動を基本としてください。
- ・「道路運送法による許可又は登録が不要な形態での輸送※」により取り組むものとし、利用者から料金を収受する場合は、北陸信越運輸局新潟運輸支局に許可又は登録が必要ない旨の確認を行ってください。 ※「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン(令和6年3月1日物流・自動車局旅客課)」を参照

③事務体制等の構築

- ・ コミ協内で利用受付やドライバーの手配、日常の車両や鍵の管理、市との連絡・調整、市への書類提出などの事務作業が可能な体制を構築してください。

④活動日報の作成

- ・ ドライバーは、移動サービスの実施毎に活動日報(様式2)を必ず記録してください。
- ・ 活動状況を把握するため、月1回(月末)の頻度で当該月分の様式2のコピーまたはスキャンしたデータを市に提出してください。
- ・ なお、社会実験の効果検証のため、社会実験中及び終了後に運行状況や課題等についてヒアリングを行うことがありますのでご協力をお願いします。

⑤交通事故発生時のドライバー義務徹底及び緊急連絡体制の構築

- ・ 交通事故が発生した際は、負傷者の救護や警察への連絡、道路交通法上の義務などドライバーとしての責務を徹底してください。
- ・ また、市の担当者との連絡・調整が可能な緊急連絡体制を構築し、市と協力しながら事故処理にあたってください。

⑥移動サービス提供に伴う地区内のトラブル解決

- ・ 移動サービス提供に伴うボランティアドライバーや利用者とのトラブルなどについては、モデル地区の責任において解決してください。

6 申請方法等

■申請受付期間

令和8年7月17日(金曜)～令和8年8月7日(金曜)

■申請方法

事業計画書(様式1)を以下①または②に提出

①都市交通政策課 課メールに送付

Mail : kotsu@city.niigata.lg.jp

※表題は「生活交通サポートモデル事業(社会実験)申請」としてください。

②各区の地域課または地域総務課に提出

■問い合わせ先

○社会実験全般に関すること

都市政策部 都市交通政策課 地域交通整備室 TEL:025-226-2730

○各区への申請方法に関すること

各区 地域課または地域総務課